

四日市市訓令第 6 号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第 1 条 四日市市役所処務規程 (昭和 2 2 年四日市市規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 1 条 四日市市事務分掌条例 (昭和 3 2 年四日市市条例第 1 0 号。以下「条例」という。) 第 1 条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 市民生活課 <u>市民協働安全課</u> 文化振興課 男女共同参画課 市民課 健康福祉部 (略) こども未来部 (略) 商工農水部 商業勤労課	第 1 条 四日市市事務分掌条例 (昭和 3 2 年四日市市条例第 1 0 号。以下「条例」という。) 第 1 条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 市民生活課 <u>地域振興係、市民活動安全係</u> 文化振興課 男女共同参画課 市民課 健康福祉部 (略) こども未来部 (略) 商工農水部 商業勤労課

観光推進課

工業振興課

農水振興課 農水政策係、農水畜産
係、基盤整備係

けいりん事業課

環境部 (略)

都市整備部

都市計画課

建築指導課 建築調整係、建築安全
係、許可認定係、建築確認係

開発審査課

道路整備課 企画・建設係、改良
係、維持係

市街地整備・公園課 整備係、区画
整理係、公園係

河川排水課 管理係、整備係

道路管理課 管理係、交通安全係

用地課 用地係、境界係

営繕工務課 営繕第1係、営繕第2
係、設備係

市営住宅課 管理係、住宅係

2及び3 (略)

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほ
か、次に掲げる職を設け、その職務を
定める。

職	職を設け る部課等	職務権限
法令遵 守推進	総務部	上司の命を受け て法令遵守に関

工業振興課

農水振興課 農水政策係、農水畜産
係、基盤整備係

けいりん事業課

環境部 (略)

都市整備部

都市計画課

建築指導課 建築調整係、建築安全
係、建築審査係、建築構造係

開発審査課

道路整備課 企画・建設係、改良
係、維持係

市街地整備・公園課 整備係、区画
整理係、公園係

河川排水課 管理係、整備係

道路管理課 管理係、交通安全係

用地課 用地係、境界係

営繕工務課 営繕第1係、営繕第2
係、設備係

市営住宅課 管理係、住宅係

2及び3 (略)

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほ
か、次に掲げる職を設け、その職務を
定める。

職	職を設け る部課等	職務権限
法令遵 守推進	総務部	上司の命を受け て法令遵守に関

監		する事務を処理する。
人権行政監	総務部	上司の命を受けて人権行政に関する事務を処理する。
(略)		
地域調整監	市民文化 部市民生活課	上司の命を受けて地域活動の調整に関する事務を処理する。
廃棄物対策監	環境部	上司の命を受けて廃棄物対策に関する事務を処理する。
治水対策監	都市整備部	上司の命を受けて治水対策に関する事務を処理

監		する事務を処理する。
広報監	政策推進部	上司の命を受けて広報広聴に関する事務を処理する。
人権行政監	総務部	上司の命を受けて人権行政に関する事務を処理する。
(略)		
地域調整監	市民文化 部市民生活課	上司の命を受けて地域活動の調整に関する事務を処理する。
保険料 収納監	健康福祉 部保険年金課	上司の命を受けて国民健康保険料の収納に関する事務を処理する。
廃棄物 対策監	環境部	上司の命を受けて廃棄物対策に関する事務を処理する。
広域道路監	都市整備部	上司の命を受けて広域道路に関する事務を処理する。
治水対策監	都市整備部	上司の命を受けて治水対策に関する事務を処理

	する。
(略)	
3 から 5 まで (略)	
第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。	
危機管理室 (略)	
政策推進部 (略)	
総務部 (略)	
財政経営部 (略)	
市民文化部	
市民生活課	
(1) (略)	
(2) <u>地縁団体との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u>	
(3) <u>地域振興に関する地区市民</u> <u>センター業務の調整に関する</u> <u>こと。</u>	
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) (略)	
(7) <u>楠交流会館に関する</u> <u>こと。</u>	
(8) <u>楠福社会館に関する</u> <u>こと。</u>	
(9) <u>楠防災会館に関する</u> <u>こと。</u>	
(10) <u>楠避難会館に関する</u> <u>こと。</u>	
(11) <u>楠ふれあいセンターに関する</u> <u>こと。</u>	

	する。
(略)	
3 から 5 まで (略)	
第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。	
危機管理室 (略)	
政策推進部 (略)	
総務部 (略)	
財政経営部 (略)	
市民文化部	
市民生活課	
<u>地域振興係</u>	
(1) (略)	
(2) <u>地縁団体の認可及び地縁団</u> <u>体との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u>	
(3) (略)	
(4) (略)	
(5) <u>市民交流会館に関する</u> <u>こと。</u>	
(6) (略)	

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

市民協働安全課

(1) 市民協働に関すること。

(2) 地域活動の振興に関するこ
と。

(3) 地縁団体の認可に関するこ
と。

(4) 市民活動センター及びなや
学習センターに関すること。

(5) 市民交流会館に関するこ
と。

(6) 安全なまちづくりの推進に
関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

市民活動安全係

(1) 地域活動の振興及び地域活
動の振興に関する地区市民セ
ンター業務の調整に関するこ
と。

(2) 市民活動団体の支援に関す
ること。

(3) 市民活動センター及びなや
学習センターの管理運営に関
すること。

(4) 安全なまちづくりの推進に
関すること。

(5) 防犯外灯補助及び防犯関係
団体に関すること。

(6) 非核平和に関すること。

- (7) 防犯活動に関すること。
- (8) 非核平和に関すること。
- (9) 暴力団排除に関すること。
- (10) 犯罪被害者支援の啓発に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

文化振興課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部

健康福祉課

管理係 (略)

企画係

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

保護課 (略)

介護・高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課

管理係 (略)

資格係 (略)

給付係 (略)

年金係

(1) 国民年金被保険者の資格に関すること。

(2) 国民年金保険料の免除に関すること。

(3) 国民年金の裁定請求その他

文化振興課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部

健康福祉課

管理係 (略)

企画係

(1)から(3)まで (略)

(4) 地域保健運営協議会に関すること。

(5) (略)

保護課 (略)

介護・高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課

管理係 (略)

資格係 (略)

給付係 (略)

年金係

(1) 福祉年金受給権者名簿の管理及び記録に関すること。

(2) 福祉年金裁定請求書及び諸届の審査並びに進達に関すること。

(3) 拠出年金被保険者の資格及

給付に関すること。

(4) 国民年金制度の啓発に関すること。

(5) その他国民年金に関すること。

こども未来部

こども未来課 (略)

こども保健福祉課

給付係

(1)から(5)まで (略)

(6) 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付申請に関すること。

(7)から(9)まで (略)

母子保健係 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課 (略)

商工農水部

商業勤労課

(1)から(13)まで (略)

(14) (略)

(15) (略)

観光推進課

(1) 観光振興の調査研究及び施策

び異動の審査並びに進達に関すること。

(4) 拠出年金の裁定請求に関する諸届の審査及び進達に関すること。

(5) 国民年金制度の啓発に関すること。

(6) 国民年金保険料免除に係る申請書及び諸届の進達に関すること。

(7) 特別障害給付金に関すること。

こども未来部

こども未来課 (略)

こども保健福祉課

給付係

(1)から(5)まで (略)

(6) 小児慢性特定疾患医療受診券の交付申請に関すること。

(7)から(9)まで (略)

母子保健係 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課 (略)

商工農水部

商業勤労課

(1)から(13)まで (略)

(14) 観光推進室に関すること。

(15) (略)

(16) (略)

の企画立案に関すること。

(2) 観光資源の創出、保護及び振興に関すること。

(3) 宮妻峡ヒュッテに関すること。

(4) まつり、花火大会等観光事業の実施に関すること。

(5) 産業観光に関すること。

(6) 観光宣伝及び誘客に関すること。

(7) 観光関係諸団体に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

工業振興課 (略)

農水振興課 (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課

環境調整係 (略)

大気水質係 (略)

公害保健係

(1)から(4)まで (略)

(5) (略)

生活環境課

管理係

(1) し尿収集に関すること。

(2)から(15)まで (略)

リサイクル係 (略)

新ごみ処理施設整備課 (略)

都市整備部

工業振興課 (略)

農水振興課 (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課

環境調整係 (略)

大気水質係 (略)

公害保健係

(1)から(4)まで (略)

(5) 公害健康被害者みたき保養所に関すること。

(6) (略)

生活環境課

管理係

(1) し尿採集に関すること。

(2)から(15)まで (略)

リサイクル係 (略)

新ごみ処理施設整備課 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課

建築調整係

(1) (略)

(2) (略)

(3) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成2年四日市市条例第28号)に基づく届出に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 四日市市建築審査会及び四日市市旅館建築審査会に関すること。

(7) 四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱(昭和54年四日市市告示第150号)に基づく事務に関すること。

(8) (略)

建築安全係

都市計画課 (略)

建築指導課

建築調整係

(1) (略)

(2) 建築基準法に基づく建築協定の認可に関すること。

(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく認定に関すること。

(4) (略)

(5) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく届出に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) 四日市市建築審査会に関すること。

(9) 四日市市旅館建築審査会に関すること。

(10) (略)

建築安全係

(1) 建築基準法に基づく許可、認定、承認及び指定に関する

(1) 既存建築物の維持管理及び防災に関すること。

(2) 木造住宅の耐震改修の促進に関すること。

(3) 既存建築物の耐震改修の促進に関すること。

(4) 建築基準法に基づく建築行為等の監視及び指導に関すること。

こと。

(2) 都市計画法第53条に基づく都市計画施設等の区域内における建築の許可に関すること。

(3) 特殊建築物等の定期報告の指導に関すること。

(4) 既存建築物の総合防災に関すること。

(5) 特殊建築物等の防災査察に関すること。

(6) 建築基準法に基づく建築行為等の監視及び是正に関すること。

建築審査係

(1) 建築基準法に基づく確認及び完了検査に関すること。

(2) 住宅金融支援機構の委託業務に関すること。

(3) 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和51年四日市市条例第15号）に基づく審査に関すること。

(4) 建築専門相談に関すること。

(5) 建築基準法に基づく指定確認検査機関からの確認及び検

査の報告書の審査に関するこ
と。

(6) 特殊建築物等の定期報告書
の審査に関すること。

(7) エネルギーの使用の合理化
等に関する法律（昭和54年
法律第49号）に基づく届出
及び定期報告に関すること。

(8) 三重県ユニバーサルデザイ
ンのまちづくり推進条例（平
成11年三重県条例第2号）
に基づく協議等に関するこ
と。

(9) 高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律
（平成18年法律第91号）
に基づく認定に関すること。

(10) 都市の低炭素化の促進に関
する法律（平成24年法律第
84号）に基づく認定に関す
ること。

(11) その他建築主事の業務に関
すること。

建築構造係

(1) 建築物に関する構造規定の
審査及び中間検査に関するこ
と。

(2) 工作物の確認及び完了検査
に関すること。

(3) 構造耐力、工作物に係る専
門相談に関すること。

(4) 既存建築物の耐震改修及び

耐震改修計画の認定に関する
こと。

許可認定係

- (1) 建築基準法に基づく許可、
認定及び指定に関すること。
- (2) 建築基準法に基づく建築協
定の認可に関すること。
- (3) 都市計画法第53条に基づ
く都市計画施設等の区域内に
おける建築の許可に関するこ
と。
- (4) 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律(平成20年法
律第87号)に基づく認定に
関すること。
- (5) 建築物の耐震改修の促進に
関する法律(平成7年法律第
123号)に基づく耐震改修
及び耐震改修計画の認定に関
すること。

建築確認係

- (1) 建築基準法に基づく確認及
び検査に関すること。
- (2) 四日市市建築物における駐
車施設の附置等に関する条例
(昭和51年四日市市条例第
15号)に基づく審査に関す
ること。
- (3) 建築専門相談に関するこ
と。
- (4) 建築基準法に基づく指定確
認検査機関からの確認及び検

査の報告書の審査に関するこ
と。

(5) 特殊建築物等の定期報告に
関すること。

(6) エネルギーの使用の合理化
等に関する法律(昭和54年
法律第49号)に基づく建築
物の届出等に関すること。

(7) 三重県ユニバーサルデザイ
ンのまちづくり推進条例(平
成11年三重県条例第2号)
に基づく建築物の協議等に関
すること。

(8) 高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律
(平成18年法律第91号)に
基づく建築物の審査等に関す
ること。

(9) 都市の低炭素化の促進に関
する法律(平成24年法律第
84号)に基づく建築物の審
査等に関すること。

(10) その他建築主事の業務に
関すること。

開発審査課

(1)から(3)まで (略)

(4) 四日市市風致地区内におけ
る建築等の規制に関する条例
(平成27年四日市市条例第
____号)に基づく許可に関す
ること。

(5)から(8)まで (略)

開発審査課

(1)から(3)まで (略)

(4) 三重県風致地区内における
建築等の規制に関する条例
(昭和45年三重県条例第1
7号)に基づく許可に関する
こと。

(5)から(8)まで (略)

道路整備課 (略) 市街地整備・公園課 (略) 河川排水課 (略) 道路管理課 管理係 (略) 交通安全係 (1)から(3)まで (略) (4) <u>市営中央駐車場及び本町駐 車場に関すること。</u> (5) <u>近鉄四日市駅南自転車等駐 車場及び近鉄四日市駅北自転 車等駐車場等に関すること。</u> (6) (略) 用地課 (略) 営繕工務課 (略) 市営住宅課 (略)	道路整備課 (略) 市街地整備・公園課 (略) 河川排水課 (略) 道路管理課 管理係 (略) 交通安全係 (1)から(3)まで (略) (4) <u>市営中央駐車場、本町駐 車場及び近鉄四日市駅南自転車 駐車場に関すること。</u> (5) (略) 用地課 (略) 営繕工務課 (略) 市営住宅課 (略)
--	--

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第2(第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[市民文化部]					
市民生活課					
1及び2 (略)					

3 自治会長大会の連絡調整					
4 地区市民センター館長会議及び地区市民センター間の連絡調整					
5 市連絡員に関すること。					
6 消費者及び団体の指導育成					
7 計量器検査の実施					
8 所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定					
9 簡易な地区市民センター行事の報告の処理					
10 多文化共生推進に関すること。			重要	軽易	
市民協働安全課					
1 地縁団体の認可に関すること。		重要	軽易		
2 市民活動団体に関すること。			重要	軽易	
3 地域防犯活動推進員設置に関すること。				—	
4 防犯カメラの届出に関すること。			重要	軽易	
5 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年四日市市条例第19号）の規定に違反する行為			—		

中止等の勧告及び公表					
文化振興課					
(略)					

改正前					
別表第2(第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[市民文化部]					
市民生活課					
1及び2 (略)					
3 自治会長大会の連絡調整					
4 地縁団体の認可に関する <u>こと。</u>		<u>重要</u>	<u>軽易</u>		
5 地区市民センター館長会議及び地区市民センター間の連絡調整					
6 市連絡員に関する <u>こと。</u>					
7 消費者及び団体の指導育成					
8 計量器検査の実施					
9 所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定					
10 簡易な地区市民セ					

ンター行事の報告の処理					
1.1 多文化共生推進に関すること。			重要	軽易	
文化振興課					
(略)					

(四日市市公有財産事務取扱規程の一部改正)

第3条 四日市市公有財産事務取扱規程(昭和39年四日市市訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公有財産の管理)</p> <p>第2条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号)第1条に規定する部及び四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)第1条に規定する課(室)、消防本部及び消防署等の設置に関する条例(昭和39年四日市市条例第59号)第1条に規定する消防本部及び消防署並びに四日市市消防本部の組織に関する規則(昭和59年四日市市規則第21号)第2条に規定する課、四日市市議会事務局設置条例(昭和37年四日市市条例第1号)第1条に規定する事務局及び四日市市議会事務局処務規程(昭和37年四日市市議会訓令甲第1号)第2条に規定する課、教育委員会事務局及び四日市市教育委員会事務局処務規</p>	<p>(公有財産の管理)</p> <p>第2条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号)第1条に規定する部及び四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)第1条に規定する課(室)、<u>四日市市楠総合支所設置条例(平成16年四日市市条例第24号)</u>第1条に規定する支所、消防本部及び消防署等の設置に関する条例(昭和39年四日市市条例第59号)第1条に規定する消防本部及び消防署並びに四日市市消防本部の組織に関する規則(昭和59年四日市市規則第21号)第2条に規定する課、四日市市議会事務局設置条例(昭和37年四日市市条例第1号)第1条に規定する事務局及び四日市市議会事務局処務規程(昭和37年四日市市議会訓</p>

則（昭和39年教委規則第10号）第4条に規定する課並びにこれらに類する組織（以下これらを「部及び課」という。）の長は、当該部及び課において分掌する事務又は事業の用に供する行政財産を管理しなければならない。

2 （略）

令甲第1号）第2条に規定する課、教育委員会事務局及び四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年教委規則第10号）第4条に規定する課並びにこれらに類する組織（以下これらを「部及び課」という。）の長は、当該部及び課において分掌する事務又は事業の用に供する行政財産を管理しなければならない。

2 （略）

（三重北勢健康増進センター処務規程の一部改正）

第4条 三重北勢健康増進センター処務規程（平成11年四日市市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 健康増進センターの分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、健康増進センターの事業及び管理運営に関すること。</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 健康増進センターの分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 健康度測定及び運動実践指導の利用並びに総合体力測定の利用に関すること。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、健康増進センターの事業及び管理運営に関すること。</u></p>

改正後

別表（第6条関係）

事項	専決区分		備考
	部長	館長	

(略)			
3 健康増進センターにおける事業の実施に関する と。			
4 健康増進センターの使用許可施設の使用に関する と。			
5 健康増進センターの使用料の収納に関する こと。			
6 健康増進センターの休館日の変更及び臨時休館日に 関すること。			

改正前			
別表(第6条関係)			
事項	専決区分		備考
	部長	館長	
(略)			
3 健康増進センターにおける事業の実施に関する と。			
4 <u>健康度測定及び運動実践指導並びに総合体力測定の 利用に関する</u> こと。		—	
5 健康増進センターの使用許可施設の使用に関する と。			
6 健康増進センターの <u>利用料及び使用料</u> の収納に関する こと。			
7 健康増進センターの休館日の変更及び臨時休館日に 関すること。			

(四日市市立児童館処務規程の一部改正)

第5条 四日市市立児童館処務規程(昭和40年四日市市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管)</p> <p>第 2 条 児童館は、<u>こども未来部こども未来課</u>の所管とする。</p> <p><u>第 7 条</u> (略)</p> <p><u>第 8 条</u> (略)</p> <p><u>第 9 条</u> (略)</p> <p><u>第 1 0 条</u> (略)</p> <p><u>第 1 1 条</u> (略)</p>	<p>(所管)</p> <p>第 2 条 児童館は、<u>福祉部児童福祉課</u>の所管とする。</p> <p>(<u>館員の所掌事務</u>)</p> <p>第 7 条 <u>館員の所掌する事務は、社会福祉事務所長の承諾を得て館長が定める。</u></p> <p><u>第 8 条</u> (略)</p> <p><u>第 9 条</u> (略)</p> <p><u>第 1 0 条</u> (略)</p> <p><u>第 1 1 条</u> (略)</p> <p><u>第 1 2 条</u> (略)</p>

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部総務課)